

サポーターズクラブ規約

第1章 総則

第1条 この会の名称は、「スクデットFCサポーターズクラブ」（以下SFCS）と称する。

第2条 SFCSは、スクデットFC会員の保護者及び活動に賛同する有志をもって組織構成する。

第2章 目的及び活動

第3条 SFCSは「サッカーを通じ、青少年の健全な心身の発達を目指す。」というスクデットFCの活動に賛同し、これを援助、サポートすると共に、会員相互の親睦及び連帯を深めることを目的とする。

SFCSは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 練習試合及び公式試合のサポート活動
- (2) 総会及び臨時会並びに役員会
- (3) 親睦会

第3章 会員

第4条 会員は、本規約を守り、次の義務を負うものとする。

- (1) 会費及び臨時徴収金の納入

第5条 会員は、次の各号に該当した時は、その資格を喪失する。

- (1) 前条の義務を怠った時
- (2) 退会届を提出し、役員会が承認した時
- (3) スクデットFC及びSFCSの名誉を毀損し、又は秩序を乱した時

第4章 組織及び役員

第6条 SFCSに次の役員を置く。

委員長1名、書記1名、会計1名。

第7条 役員は、次の職務を遂行する。

- (1) 委員長はSFCSを代表し、会全体を統率すると共に、総会及び臨時会並びに役員会の招集を行う。
- (2) 書記は、総会及び臨時会並びに役員会の議事録を記録する。(会計監査を含む)
- (3) 会計は、会の会計事務を行う。会計監査は、会計の監査業務を行う。

第8条 役員を選出は、総会において、会員の互選により行う。

(役員任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。)

第9条 役員会は、第7条の役員をもって構成し、委員長が召集する。

第10条 役員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 活動の計画立案、経過報告
- (2) その他必要と認められる事項

第5章 総会

第11条 総会においては、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 活動及び決算報告
- (2) 次年度予算及び活動予定の承認
- (3) 規約の改正
- (4) 役員改選
- (5) その他必要と認められる事項

第12条 総会は、年1回開催する。

第6章 会費

第13条 SFCSの活動費は、会費、臨時徴収金、寄付金、及びその他の収入をもってあてる。

第14条 会費は年一口1000円以上とする。

第15条 納入された会費は、理由の如何にかかわらず、返還しないものとする。

第7章 雑則

第16条 この規約に定めのない事項については、役員会の議決を経て処理し、総会にて報告する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日より施行する。 以上